

## 南洋群島の司法制度沿革史・序説（二・完）

—南洋庁法院をめぐる人々を中心に—

西 田 真 之

### 三 南洋庁法院判事・検事の活動

1922年に南洋庁が開設され、その後南洋群島における司法制度が徐々に整備されてゆくが、南洋庁法院判事・検事として任用された人々は、現地でどのような活動を行っていたのだろうか<sup>(1)</sup>。

南洋群島裁判令（勅令第133号）では、地方法院と高等法院による2審制が規定された（第2条）。この内、判事1名による単独での審理を行う地方法院では、民事事件・刑事事件の第一審の審理を行うこととなっていたが（第3条・第7条）、その他にも非訴事件に関する事務を取り扱い、さらに裁判上の和解、督促手続き、不動産及び船舶に対する強制執行、公示催告手続き、破産手続き、供託、刑事略式手続きを管轄していた。また、地方法院判事は、公正証書の作成、私署証書の認証、その他内地の公証人の職務に属する事務も行っていた。判事3名による合議体で審理を行う高等法院は、地方法院の裁判に対する上訴を扱っていた（第4条・第8条）。各法院に附置されていた検事局の検事は、犯罪捜査について司法警察官を指揮監督し、法院に対し公訴を提起、裁判の執行を指揮監督していた。

尚、法院が設置されていない場所では、所轄の支庁長により、民事事件に関しては不動産の強制競売、民事争議調停及びその執行、供託及び登記事務、公

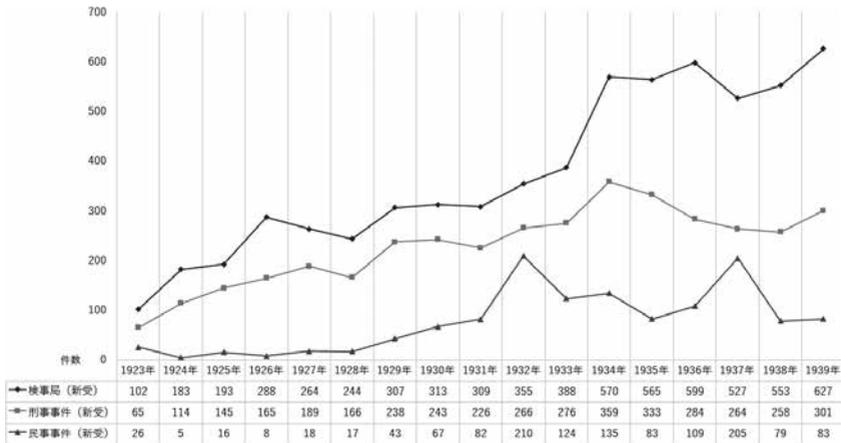
正証書の作成，私署証書の認証などを取り扱い，さらに刑事事件に関して軽微な犯罪については，1923年の南洋群島犯罪即決例（勅令第28号）に基づき，所轄の支庁長による即決処分によることが出来た<sup>(2)</sup>。

このように南洋庁法院判事・検事は職務に従事していたのだが，彼らがどのような業務にあたっていたのか，具体的には裁判記録と旧慣調査に焦点をあてながら探っていくこととする。

### （一） 裁判記録

南洋庁法院で取り扱われていた事件数や，その内訳については，統計データが記録されている<sup>(3)</sup>。そこで，まずは1923年から1939年にかけての南洋庁法院及び検事局で扱われた事件数の変遷について見ておこう（図1～4を参照）。

図1 南洋庁法院・検事局の取扱事件数の変遷（合計）



南洋群島の司法制度沿革史・序説（二・完）

図2 南洋庁法院検事局における新受取扱事件数

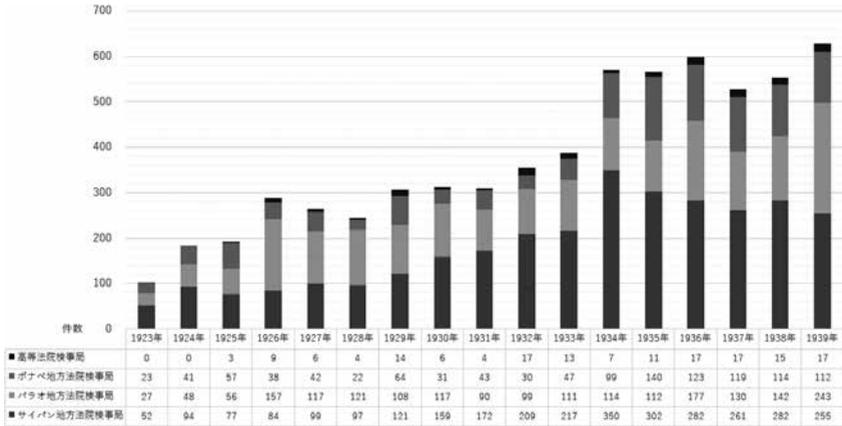


図3 南洋庁法院における新受取扱事件数（刑事事件）

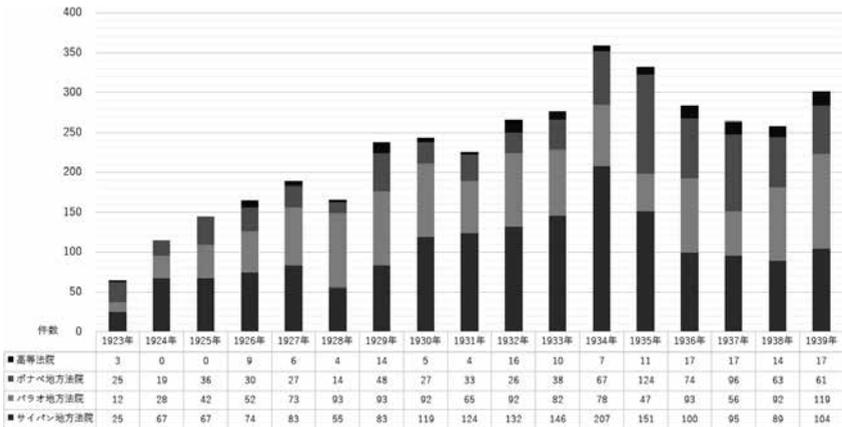
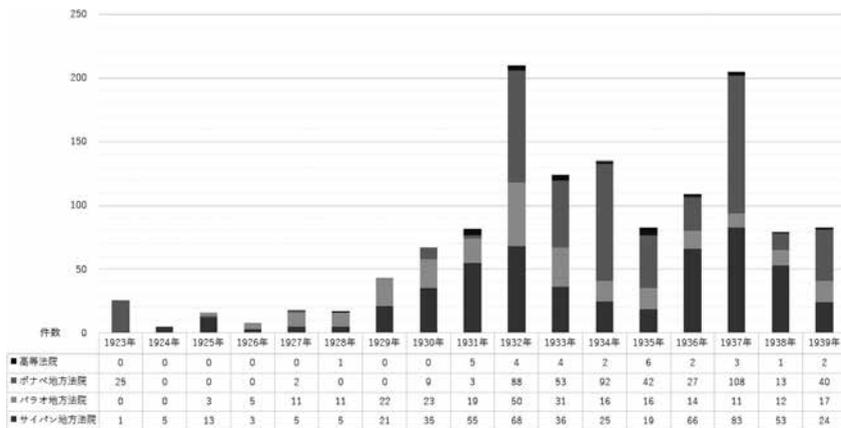


図4 南洋庁法院における新受取扱事件数（民事事件）



上記の各種統計データにより、南洋庁の各法院が設置されてからの事件数の推移が見て取れるが、現地では実際にどのような事件が取り扱われたのだろうか。南洋庁法院の公式な判例集は見当たらず<sup>(4)</sup>、管見の限りでは、中川善之助により紹介された一事例のみが知られているので<sup>(5)</sup>、その内容について以下に転載する。

判決

島籍 パラオ諸島カイシャル村ガッシュオール

住所 同諸島コロール町五丁目

カナカ族 男 天理教権訓導

エラケツ<sup>(6)</sup>

当三十一年

島籍 同諸島マルキョク村字ウルボサン十二番

住所 同諸島カイシャル村カイシャル七番

カナカ族 男 人夫  
ホセケツ  
当三十年

右詐欺酒類取締規則違反被告事件ニ付、当法院ハ南洋庁法院検事江崎政行関与審理ヲ遂ケ、判決スルコト左ノ如シ。

### 主文

被告人兩名ヲ各科料十円ニ処ス。

右完納スルコト能ハサルトキハ、各十日間労役場ニ留置ス。

被告人兩名ニ対スル詐欺ノ点ハ無罪。

### 理由

被告人兩名ハ酒類飲用許可証ヲ有セサル島民ナルトコロ、被告人エラケツハ相被告人ト共謀シ、犯意継続シテ昭和十四年三月十三日ヨリ同月二十六日迄ノ間、肩書コロール町ニ於テ酒類タル泡盛合計約四升及清酒八合ヲ酒類販売業松村喜一方ヨリ数回ニ買入レ、且他ノ島民ト共ニ又ハ単独ニテ之ヲ飲用シ、被告人ホセケツハ相被告人ト共謀シ、犯意継続シテ同期間同町内ニ於テ酒類タル泡盛約二升四合ヲ右喜一方ヨリ数回ニ買入レ、且他ノ島民ト共ニ之ヲ飲用シタリ。法ニ照スニ、被告人兩名ノ酒類買入ノ点ハ各南洋群島酒類取締規則第三条、第九条、刑法第五十五条、第六十条ニ、同飲用ノ点ハ各右規則第五条、第九条、刑法第五十五条ニ該リ、右酒類買入ハ右飲用ノ手段ナルヲ以テ、刑法第五十四条、第十条ニ依リ、犯情重キ酒類飲用ノ罪ニ從ヒ、其ノ所定刑中科料刑ヲ選択シテ処断スルヲ相当ト認メ、右科料不完納ノ場合ニ於ケル労役場留置ニ付テハ、刑法第十八条ニ從ヒ言渡スヘキモノトス。尚本件公訴ノ事実ニ依レハ、右期間内被告人エラケツハ被告人ホセケツ又ハ他ノ島民ト共謀シ、或ハ単独ニテ自己カ

内地留学中野原英雄ナル氏名ヲ使用シ、且野原ナル認印ヲ所持シタルヲ奇貨トシ、右野原英雄名義ノ酒類ヲ使ノ者ニ渡サレタキ旨ノ書面ヲ作成シ、之ニ右認印ヲ押捺シテ、右コロール町居住中ノ酒類販売業松村喜一ニ提出行使シ、同人ヲ欺罔シ、被告人エラケツハ泡盛四合入壺十五本清酒四合入壺二本ヲ、被告人ホセケヅハ相被告人ト共謀シ、右ノ内泡盛八本ヲ各数回ニ騙取シタルモノナリト謂フニ在レトモ、仮リニ右喜一カ被告人等ノ右所為ニ因リ其ノ身分ヲ誤信セシメラレタリトスルモ、其ノ一事ヲ以テ被告人等ニ詐欺罪成立スルモノト為スヘキニアラズ。元來營業者カ其ノ商品タル酒類ヲ店舗ニ於テ販売スルハ当然ノ業務ニシテ、買受人ノ甲タルト乙タルトハ通例其ノ関スルコロニ非サルモ、南洋群島ニ於ケル特殊ノ事情ニ依リ、只島民タル身分ヲ有シ、酒類飲用許可証ヲ得居ラサル者ニ対シ其ノ販売ヲ禁止シ、他方スル島民ハ其ノ買入ヲ禁止セラレ居ルモノナリ。從テ其ノ島民カ島民トシテ自己ノ名ニ於テ、又ハ邦人ノ使ノ如ク装ヒ、或ハ邦人ヲシテ自己ニ代リ買入レシメタル如キ場合ニ於テ、苟クモ売買行為其ノモノカ事實行ハレタル以上、法律上ノ観点ニ於テハ販売者カ買受人ノ身分ニ付錯誤ニ陥リタルト否トニ不拘、買受人トシテハ何等逕庭アルコトナク、孰レモ酒類買受ヲ為シタルモノトシテ、南洋群島酒類取締規則第三条、第九条ヲ適用セラルヘク（尤モ右ノ場合、他人名義ノ文書ヲ偽造行使シ、因テ酒類ヲ買入レタル如キニ於テ、文書偽造行使罪ノ成立ヲ見ルコトナキニ非サルモ、其ハ自ラ別問題ナリ）、是ヲ売買ノ意思ナキニ不拘、売買ノ如ク装ヒ、酒類ヲ騙取シタル場合ト同一視スベキニアラサルコト論ヲ俟タス。然ルニ本件ニ於テハ、被告等ハ偽造ト認メラレサル文書ヲ作成行使シテ、身分ニ付喜一ヲ誤信セシメ代金ヲ支払ヒ、右酒類ヲ交付セシメタルモノナリト云フニ在ルヲ以テ、右喜一ノ身分ニ付錯誤ニ陥リタルト否トニ拘ラス、売買其ノモノハ事實上成立シタルモノト認定セサルヘカラサルモノトス。而シテ前示取締規則ハ、刑法ニ対スル特別規定ナルカ故ニ、右売買ニ付優先的ニ適用セラルヘク、其ノ他被告人等ノ所為ニ付詐欺罪ノ成立スヘキ事由ナキヲ以テ、此点ニ付無罪ヲ言渡スヘキモノトシ、主文ノ如ク判決シタリ。

昭和十四年八月二十八日

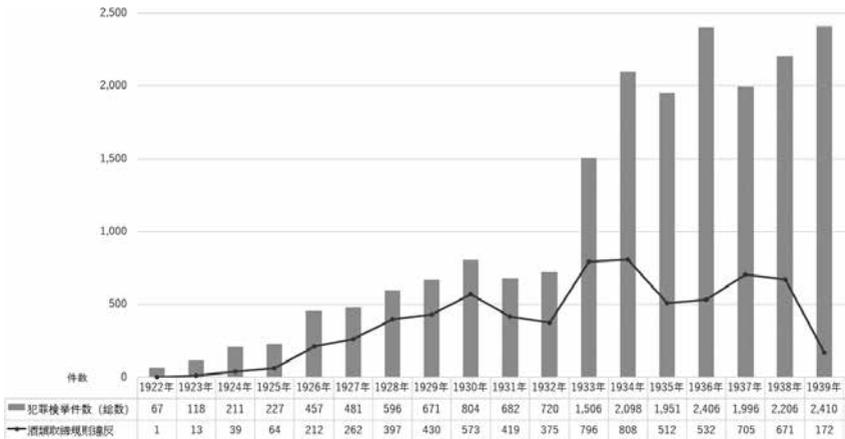
南洋庁パラオ地方法院

南洋庁法院判事 石川音次

南洋庁高等法院の書記を務めていた熊田正士<sup>(7)</sup>が後に述懐したところによると、現地において刑事事件では窃盗事件や酒類取締規則違反、民事事件では私有地の境界線争いなどが多かったというが<sup>(8)</sup>、上記は当時の南洋庁で多く扱われていた事件の内、酒類取締規則違反に関する事例の一つである。

試みに、南洋群島全体における酒類取締規則違反の検挙数が犯罪検挙件数の総数に占める割合の動向（図5を参照）、及び各支庁別の検挙数及び即決処分の件数（表3を参照）を見てみよう<sup>(9)</sup>。

図5 酒類取締規則違反の検挙数



まず図5での南洋群島全体での酒類取締規則違反の変遷を見てみると、犯罪検挙件数に占める酒類取締規則違反の割合は、1922年以降徐々に増加傾向にあり、1930年には70%を超えるまでとなり、1933年までは犯罪検挙件数のほ

表3 酒類取締規則違反の検挙数及び即決処分の件数（各支庁別）

年	サイパン		テニアン		ロタ		ヤップ		パラオ		トラック		ボナベ		ヤルート		総数	
	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分	検挙	即決処分
1922	—						—		—		—		—		1		1	
1923	11						—		1		—		—		1		13	
1924	6						—		24		5		3		1		39	
1925	29						—		24		—		9		2		64	
1926	83						52		19		—		16		42		212	
1927	61						22		68		3		23		85		262	
1928	107	15					46	52	156	—	5	20	67	—	16	10	397	97
1929	50	5					105	120	179	—	13	13	64	10	19	19	430	167
1930	190	—					180	179	175	—	13	14	9	—	6	—	573	193
1931	201	6					155	135	41	—	9	9	8	3	5	7	419	160
1932	112	—					107	65	149	—	—	1	5	1	2	2	375	69
1933	91	—					308	193	273	—	25	23	23	4	76	43	796	263
1934	161	—					306	44	170	—	19	19	130	11	22	12	808	86
1935	72	—					126	26	222	—	2	2	65	14	25	17	512	59
1936	34	—					102	17	170	—	38	35	108	—	80	37	532	89
1937	63	—					414	35	33	—	14	14	168	—	13	9	705	58
1938	34	—	1	—	3	—	108	17	54	—	18	17	305	9	148	67	671	110
1939	53	30	1	—	3	—	32	22	26	—	13	12	11	13	33	32	172	109
総数	1,358	56	2	—	6	—	2,063	905	1,784	—	177	179	1,014	65	577	255	6,981	1,460

※ 網掛け部分は、統計データが示されていない年度の箇所である。酒類取締規則違反の即決処分件数は1928年以降、テニアン・ロタ支庁は1938年以降、記録が残されている。

ほ半数を占めている。1934年には、最も多い808件の酒類取締規則違反の事例が報告されている<sup>(10)</sup>。その後減少に転じ、1930年代後半にかけては全体の2・3割ほどとなっている。また各支庁管内での件数の推移を示した表3を見ると、ヤップ支庁管内が多く、トラック及びヤルート両支庁管内では酒類取締規則違反の件数が少ないことが見て取れる<sup>(11)</sup>。

そもそも南洋群島における酒類取締の経緯は、旧ドイツ占領下の時期に遡る。旧ドイツ占領下においては島民に対する酒類の飲用が制限されていたが<sup>(12)</sup>、この現地における酒類飲用制限の方針が日本の占領下でも引き継がれることとなった<sup>(13)</sup>。1916年には全11条から成る南洋群島酒類取締規則（南洋群島民政令第2号）が、次のように制定された<sup>(14)</sup>。

### 第1条

本規則ニ於テ酒類ト称スルハ「アルコール」飲料ヲ謂ヒ、島民ト称スルハ群島

ニ居住スル土着ノ民族及群島外ヨリ来往セル同種ノ民族ヲ謂フ。

第2条

群島内ニ於テハ酒類ノ製造ヲ禁止ス。

第3条

酒類販売ヲ業トスル者ニアラサレハ、島民ニ酒類ヲ交換又ハ売渡スコトヲ得ス。

第4条

島民ニシテ酒類販売業者ヨリ酒類ヲ買受ケントスル者ハ、各人毎ニ所轄軍政庁長ニ願出テ鑑札ヲ受クヘシ。

酒類ノ使用又ハ所持ヲ有害ナリト認メタルトキハ、鑑札ヲ付与セス。

第5条

左ノ場合ニ限り、軍政庁長ハ鑑札ヲ付与セスシテ酒類ノ買受ケヲ特ニ許可スルコトヲ得。

一、酋長又ハ之ニ準スヘキ身分ヲ有スル者ヨリ願出テタルトキ。

二、島民ノ祭事祝事等ノ為メ、事情止ムナキモノト認ムルトキ。

三、特殊ノ勞務ニ服スル島民ニシテ、傭主ノ申請ニ依リ事情止ムナキモノト認ムルトキ。

軍政庁長ハ、前項ノ許可ニ付、必要ト認ムル制限又ハ条件ヲ付スコトアルヘシ。

第6条

鑑札ノ有効期間ハ、鑑札付与ノ日附ヨリ滿一箇年トス。

前項ノ期間内ト雖モ、酒類ノ使用及所持カ有害ナリト認ムルトキハ、鑑札ハ之ヲ没収ス。

第7条

鑑札ノ付与ニ付テハ、手数料トシテ金二十円ヲ徴収ス。

第8条

鑑札ハ他人ニ貸与スルコトヲ得ス。

第9条

医薬品ニ供スル酒類ハ、本規則ニ依ラサルモノトス。

#### 第10条

酒類販売業者カ、第四条ノ鑑札ヲ所持セサル者又ハ第五条ノ許可ヲ得サル者ニ酒類ヲ交換、売渡又ハ贈与シタルトキハ二百円以下ノ罰金ニ処ス。

酒類販売業者ノ代理人、雇人、其他ノ使用人ニシテ、前項ノ行為アリタルトキハ、其販売業者ヲ前項ニ依リ処分ス。

#### 第11条

第二条、第三条、第四条及第八条ニ違反シタル者ハ、五十円以下ノ罰金ニ処シ、其酒類ハ之ヲ没収ス。

その後、国際連盟規約第22条第5項にて「火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止」することが規定され、1920年の委任統治条項第3条第3項にて「土着民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ」<sup>(15)</sup>との規定が盛り込まれた。このような島民に対する酒類の飲用を制限する規定は、島民の保護を目的としたものであったとされているが<sup>(16)</sup>、その後1921年に制定された南洋群島酒類取締規則（臨南防民政令第7号）では、全9条から成る規定が置かれた。

#### 第1条

本則ニ於テ酒類ト称スルハ、火酒及酒精百分ノ三以上ヲ含有スル酒精飲料ヲ謂フ。

#### 第2条

島民ニ酒類ヲ販売交換又ハ贈与シ、若ハ飲用セシムルコトヲ得ス。但シ第七条ニ規定スル許可証ヲ有スル者ニ付テハ、此ノ限ニ在ラス。

#### 第3条

島民ハ酒類ヲ製造シ、又ハ売買授受シ、若ハ所持スルコトヲ得ス。

#### 第4条

島民以外ノ者、酒類ノ製造ヲ業トセムトスルトキハ民政部長ニ、其ノ販売ヲ業

トセムトスルトキハ民政署長ニ願出テ，許可ヲ受クヘシ。

第5条

島民ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス。

第6条

民政署長ハ左ノ場合ニ限り島民ノ酒類飲用ヲ許可スルコトヲ得。

- 一 <sup>(ママ)</sup> 医料ノ為必要アルトキ。
- 二 宗教上其ノ他ノ儀式ニ関シ酒類ヲ要スルトキ。

第7条

前条ニ依リ，民政署長島民ニ酒類ノ飲用ヲ許可シタルトキハ，酒類飲用許可証ヲ交附スヘシ。

第8条

前条ノ許可証ハ，之ヲ他人ニ使用セシムルコトヲ得ス。

第9条

本則第二条乃至第五条及第八条ノ規定ニ違背シタル者ハ，百五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処シ，第三条ノ場合ニ於テハ，仍酒類ハ之ヲ没収ス。

島民は原則として，酒類の製造・売買授受・所持は認められず（第3条），また飲用も認められなかった（第5条）。医療用や宗教上の儀式のために，民政署長の許可を得た場合は，例外的に酒類の飲用が認められたが（第6条），その際には酒類飲用許可証の交付を受けることとなった（第7条）。この酒類飲用許可証の雛型は，表4及び表5のようなものであった<sup>(17)</sup>。

尚，石川音次によると，南洋群島における酒に関する犯罪は刑事事件の大半を占めているものの，「兇暴性を発揮するは寧ろ内地人の方が甚しいので，法院としては只酒を飲むだけで兇暴に互らざる限り強く処分せざる方針である。」ということであった<sup>(18)</sup>。

表4 酒類飲用許可証（表）

右許可ス 昭和十三年七月一日          南洋庁ヤップ支庁長 小林喜代一	条件	酒類名称及量数 <small>(ママ)</small>	目的	期間	願人ノ住所身分氏名年齢
	一、酒類販売業者以外ノ者ヨリ酒類ヲ譲受クルコトヲ得ズ。 二、公安風俗ヲ紊リ又ハ紊ス虞アリト認ムルトキ、若ハ酒類取締規則ニ違反シタルトキハ本許可ヲ取消スコトアルベシ。 三、酒類ヲ購入シタルトキハ、其ノ都度該当欄ニ販売者ノ捺印ヲ受クベシ。 四、本許可証ハ期間満了後五日以内ニ返納スベシ。	庖盛 <small>(ママ)</small> 一日ニ付一合	保健ノ為	自昭和十三年七月五日 至同 十月四日 参ケ月間	ヤップ島オオ村字ケンニ二番戸 チャモロ族 モコプラ仲買 男マヌエル・バンヘリナン 当五十五年

南洋群島の司法制度沿革史・序説（二・完）

表 5 酒類飲用許可証（裏）

							七月八日	購入月日
							一本 ○中川○	数量及販売者認印
								備考
								購入月日
								数量及販売者認印
								備考

## （二） 旧慣調査

南洋庁法院の判事や検事たちの活動には、現地で行われた旧慣調査もある。このような旧慣調査は、台湾・朝鮮半島・満洲の各地においても同様に行われた<sup>(19)</sup>。台湾では臨時台湾旧慣調査会による報告書が多数出版され<sup>(20)</sup>、朝鮮総督府も慣習調査を積極的に行っていた<sup>(21)</sup>。一方で、南洋庁の旧慣調査の結果をまとめて記した著作物としては、南洋庁により1939年に刊行された『南洋群島々民旧慣調査報告書』（資料3を参照）及び『南洋群島に於ける旧俗習慣』しか知られておらず、南洋庁の旧慣調査の取り組みは、他の地域で行われた旧慣調査と比較するならば熱心ではなかったと指摘されている<sup>(22)</sup>。確かに刊行された成果物としては少ない印象はあるものの、果たして南洋群島における旧慣調査はどのように行われたのだろうか。ここでは、南洋庁による旧慣調査の結果として著された成果物の整理を試みる<sup>(23)</sup>。

軍政期には既に南洋群島における慣習調査が行われていた模様であるが<sup>(24)</sup>、南洋庁法院が設けられた後には、判事や検事たちが本格的に慣習調査を行っている。1925年に定められた旧慣調査委員規程（南洋庁訓令第52号）では、次のように定められていた。

### 第1条

旧慣ヲ調査スル為、南洋庁ニ旧慣調査委員ヲ置ク。

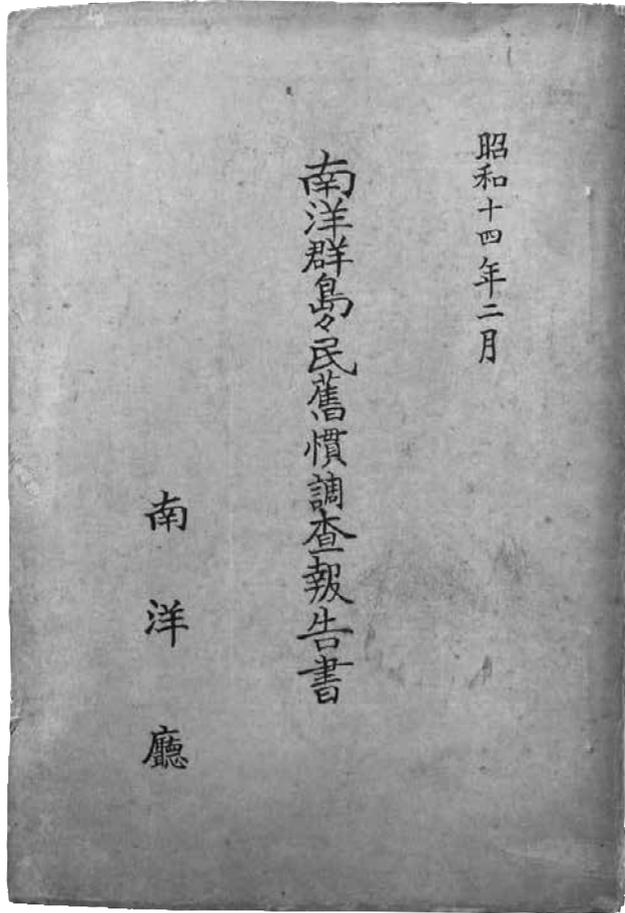
### 第2条

委員ハ、南洋庁及所屬官署高等官ノ中ヨリ南洋庁長官之ヲ命ス。

### 第3条

委員ノ職務ハ、南洋庁長官ノ定ムル所ニ依ル。

旧慣調査委員に任命された者の任期などの記録は確認出来ていないが、『南



（資料3 『南洋群島々民旧慣調査報告書』（筆者所蔵））

『南洋庁職員録』（南洋庁長官官房秘書課）によると、1941年10月1日現在では柳田太郎・江崎政行・吉永廣衛が、1943年10月1日現在では柳田太郎・吉永廣衛が、名前を連ねていることから、南洋庁法院に任用された判事や検事たちが中心となって旧慣調査を行っていたものと思われる。

南洋群島における旧慣調査の成果として刊行された資料3の『南洋群島々民

南洋群島の司法制度沿革史・序説（二・完）

表6 資料3（『南洋群島々民旧慣調査報告書』）と謄写版資料の一覧

番号	『南洋群島々民旧慣調査報告書』での旧慣調査	調査担当	謄写版	謄写版における表題	所蔵先	謄写版での補足事項
1.	サイパン島チャモロ族の日本民法親族法相続法の規定する範囲に属する慣習（婚姻を除く）（※1）	牧野三好	有	サイパン島チャモロ族ノ日本民法親族法相続法ノ規定スル範囲ニ属スル事項ニ関スル慣習（婚姻ヲ除ク）	琉球大学（矢内原忠雄文庫）	昭和5年（1930年）2月下旬
2.	サイパン島カナカ族の日本民法親族法相続法に規定する範囲に属する慣習（婚姻に関するものを除く）	牧野三好	有	サイパン島カナカ族ノ日本民法親族法相続法ニ規定スル範囲ニ属スル事項ニ関スル慣習（婚姻ニ関スルモノヲ除ク）	琉球大学（矢内原忠雄文庫）	昭和5年（1930年）12月下旬
3.	サイパン島チャモロ族・カナカ族の婚姻慣習	奥津一郎				
4.	サイパン島及ロタ島の各チャモロ族の日本民法物権法債権法に規定する範囲に属する慣習	牧野三好	有	サイパン島及ロタ島ノ各チャモロ族ノ日本民法物権編債権編ニ規定スル範囲ニ属スル事項ニ関スル慣習	琉球大学（矢内原忠雄文庫）	昭和7年（1932年）6月
5.	パラオ諸島内に於ける親族及相続に関する慣習	松野祐希	有	パラオ諸島内ニ於ケル親族及相続ニ関スル事項	京都大学農学部図書室	昭和7年（1932年）度調査（※2）
6.	ポナベ本島に於ける旧慣（民法親族篇に関するもの）（※3）	柳田太郎				
7.	ポナベ島に於ける親族及相続に関する慣習（※4）	牧野三好				
8.	パラオ本島アルコロン地方に於ける刑事に関する慣習	江崎政行	有	パラオ本島「アルコロン」地方ニ於ケル刑事ニ関スル慣習	京都大学農学部図書室	昭和4年（1929年）度調査
9.	パラオ本島マルキョク、カイシャル、オギワル、ガラルド、アルコロンに於ける刑事に関する慣習	江崎政行				
10.	コロール島民（カナカ族）の刑事に関する慣習	江崎政行				

- ※1 参考文献として「大正十五年度サイパン島（チャモロ・カナカ族の婚姻慣習）」（奥津一郎調査）が掲げられている。
- ※2 『南洋群島々民旧慣調査報告書』及び謄写版資料の冒頭では、「昭和二年度に於ける小員の調査事項は親族及相続に関する法律的旧慣一般なり。」と記されている。
- ※3 矢内原忠雄文庫「調査事項・回答」内に、「南洋庁編『旧慣調査書』中、昭和四年度柳田事調査ポナベ島ニ於ケル「酋長制度ノ沿革」参照（南洋庁庶務課ニ付照会セラレ度）」との記述がある。
- ※4 南洋群島における伝統的な音楽・舞踊の現地調査を行った音楽学者の田辺尚雄（1883年～1984年）は、現地調査を行う際に、牧野三好によって昭和8年（1933年）3月下旬に脱稿となった「ポナベ島に於ける親族及相続に関する事項」を参考にしたという。筆者は現物を未見であるため詳細は不明であるが、田辺の調査ノートに牧野の調査報告の抜き書きが記されているとのことである。石村智「田辺尚雄の南洋調査ノート」『無形文化遺産研究報告』第11号、2017年、115-117頁。
- また、田辺も1934年8月から9月にかけての日程で南洋群島の調査にあたったところ、同船に牧野が乗船していたこと、そして「同氏が調査委員として編集した大部の『南洋ポナベ島旧慣調査報告書』という未公表の秘草稿があり、その全部を私に貸与されたので私は船中でその全文を謄写した。」と記している。東洋音楽学会編『南洋・台湾・沖縄音楽紀行』音楽之友社、1968年、32頁。

旧慣調査報告書』では、サイパン・パラオ・ポナベの各島における民事法分野・刑事法分野の旧慣調査の記録が取められているが、これと併せて、謄写版の各旧慣調査の記録がいくつか残されている。管見の限りで確認出来るものを掲げると、表6のようになる。謄写版での表題が異なっていることや、資料3の『南洋群島々民旧慣調査報告書』では表記が平仮名で句読点が振られているのに対し、謄写版の資料は何れも表記が片仮名交じりで句読点が振られていないなど

表7 資料1（謄写版『ポナベ本島ニ於ケル旧慣（民法親族編ニ関スルモノ）』）と資料3（『南洋群島々民旧慣調査報告書』）との対比

	資料1	資料3
柳田の肩書	本書ハ南洋庁法院判事柳田太郎ノ調査シタルモノナリ	本書は南洋庁旧慣調査委員南洋庁法院判事柳田太郎の調査したるものなり
目次	<p>第四篇 親族</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 戸主及家族</p> <p>第一節 総則</p> <p>第二節 戸主及家族ノ権利義務</p> <p>第三節 戸主権ノ喪失</p> <p>第三章 婚姻</p> <p>第一節 婚姻ノ成立</p> <p>第一款 婚姻ノ要件</p> <p>第二款 婚姻ノ無効及取消</p> <p>第二節 婚姻ノ効力</p> <p>第三節 夫婦財産制</p> <p>第一款 総則</p> <p>第二款 法定財産制</p> <p>第四節 離婚</p> <p>第一款 協議上ノ離婚</p> <p>第四章 親子</p> <p>第一節 実子</p> <p>第一款 嫡出子</p> <p>第二款 庶子及私生児</p>	<p>親族</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 戸主及家族</p> <p>第一節 総則</p> <p>第二節 戸主及家族の権利義務</p> <p>第三節 戸主権の喪失</p> <p>第三章 婚姻</p> <p>第一節 婚姻の成立</p> <p>第一款 婚姻の要件</p> <p>第二款 婚姻の無効及取消</p> <p>第二節 婚姻の効力</p> <p>第三節 夫婦財産制</p> <p>第一款 総則</p> <p>第二款 法定財産制</p> <p>第四節 離婚</p> <p>第一款 協議上の離婚</p> <p>第四章 親子</p> <p>第一節 実子</p> <p>第一款 嫡出子</p> <p>第二款 庶子及私生児</p> <p>第二節 養子</p> <p>第一款 縁組の要件</p> <p>第二款 縁組の無効及取消</p> <p>第三款 縁組の効力</p> <p>第四款 縁組</p> <p>第五章 親権</p> <p>第一節 総則</p> <p>第二節 親権の効力</p> <p>第六章 後見</p> <p>第一節 後見の開始</p> <p>第二節 後見監督人</p> <p>第三節 後見の事務</p> <p>第四節 後見の終了</p> <p>第七章 親族会</p> <p>第八章 扶養の義務</p>
	<p>供述者</p> <p>ボナベ島ナット村字ナン ビール フランシスコ(69歳)</p> <p>ナット村々長 同村バルム 住 ナニケン、ナット事 パウリーノ (65歳)</p> <p>ウ村字ナンウ住 ナニケン、ウ事 ペレーレン (53歳)</p>	<p>供述者</p> <p>ボナベ島ナット村字ナン ビール フランシスコ(69歳)</p> <p>ナット村々長 同村バルム 住 ナニケン、ナット事 パウリーノ (65歳)</p> <p>ウー村ナンウ住 ナニケン、ウ事 ペレーレン (53歳)</p> <p>ナット村ナニケン事アウグスチン ウー村ナニケン事ペレイラン</p>

※ 当時の日本民法典の表記とは、下記の点で若干異なっている部分もある。

- ・第3章第4節第2款：「裁判上ノ離婚」
- ・第5章第3節：「親権ノ喪失」
- ・第6章第2節：「後見ノ機関」
- 同 第1款：「後見人」
- 同 第2款：「後見監督人」

の形式面での相違点がいくつか見受けられるが、資料1の『ポナベ本島ニ於ケル旧慣（民法親族編ニ関スルモノ）』との対比で見ると、柳田太郎の肩書と目次で示されているようにその収録内容で違いがある他は（表7を参照）、その中身に記載されている内容は該当箇所については同じものとなっている。

そもそも南洋群島の旧慣調査が行われた背景には、1923年に制定された南

南洋群島裁判事務取扱令（勅令第26号）の規定が関係していると考えられる。同令では、民法や刑法といった日本内地の法令を依用しつつも（第1条）、「島民ノ外ニ関係者ナキ民事ニ関スル事項ニ付テハ、慣例ニ依ル。但シ、公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル場合ハ此ノ限ニ在ラス。」（第2条）と定められ、地方の慣習により審理裁判を行うこととなっていた。公序良俗に反しない限りは、南洋群島の島民の慣習を認める方針が定められたことから、表7のように内地の法令の規定に照らして旧慣調査が行われたこと、さらに南洋群島の島民の慣習が地方によって異なっていたため、そこに住んでいる長老や知識を有する島民を集め、聞き取り調査を行い記録を作成することとなっていたことから<sup>(25)</sup>、表6のように各地域の旧慣調査が1920年代から30年代にかけて徐々に進められていったと考えられる。

そして、資料1には柳田太郎がポナペで行った旧慣調査がまとめられているが、当時の日本民法親族編の条文に照らして、島民からの供述に基づいて進められていることが記されている。例えば、当時の日本民法第813条にて規定されていた裁判上の離婚事由の法文と、それに基づく島民（ウー村字ナンウ住 ナニケン、ウ事 ベレーレン（53歳））の供述を対応させると、表8ようになる。

以上のことを踏まえると、資料1の『ポナペ本島ニ於ケル旧慣（民法親族編ニ関スルモノ）』は、表6の6に該当する謄写版の資料とみて、ほぼ間違いのないだろう。また、表7での『南洋群島々民旧慣調査報告書』との対比で見たように、旧慣調査に際しては親族編の第1章から第4章第1節（民法第725条から第827条）部分までのものが謄写版として刊行された後、恐らく、続編として親族編第4章第1節以降から第8章（民法第827条から民法第963条）までのものを収録した謄写版の資料が刊行されたものと思われる<sup>(26)</sup>。また、未確認ではあるものの、その他の地域における旧慣調査の実態を示した謄写版の資料も刊行されたのではないか、と思われるのだが、現状では筆者の推測の域を出ない。読者の方からの情報のご教示を乞う次第である。

表 8 民法第 813 条の法文と島民の供述

民法第 813 条の法文	島民（ペレーレン）の供述
<p>夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。</p>	<p>独逸時代ニナツテカラ、裁判上ノ離婚ヲ認メラル、様ニナリマシタ。</p> <p>夫レハ、夫婦ノ一方ガ離婚ニ反対スルトキハ、離婚ヲ望ム者ハ、之ヲ尙長ハ訴ヘマス。尙長ハ裁判シテ可否ヲ定メマス。裁判ヲスルニ付テハ、別ニ「コシヨシヨナット」モ「テヤーク」モアリマセン（※1）。全ク尙長ノ考デ定メマス。</p> <p>然シ、日本ノ法律ト比照シテ見マスト、次ノ様ニナリマス。</p>
<p>一 配偶者カ重婚ヲ為シタルトキ</p>	<p>一、配偶者ガ重婚シタ場合ニハ、別レサセマスコトガ例ニナツテ居リマス。別レササナクッタ時ハ、喧嘩方起リマス。</p>
<p>二 妻カ姦通ヲ為シタルトキ</p>	<p>二、妻ガ姦通シタ時ハ、必シモ別レサセマセン。何トナレバ、ボナベ人ハ姦通ナルコトヲ必ズシモ非常ナル悪事トハ思ヒマセンカラデス。</p>
<p>三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ</p>	<p>三、夫ガ姦通罪ニ処セラレタルトキハ、妻ハ離婚ノ訴ヲ起スコトヲ得マス。尙長ハナルベク仲裁シマスガ、如何シテモ妻ガ開カナイトキハ尙長ハ別レサセマス。</p>
<p>四 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、窃盜、強盜、詐欺取罪、受寄財物消費、贓物ニ関スル罪若クハ刑法第七十五条、第二百六十条ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ処セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ</p>	<p>四、配偶者ノ一方ガ罪ニ処セラレタル場合、相手方ハ離婚ノ訴ヲ起スコトガ出来マス。其場合、尙長ハ必ズシモ別レサストハ定マリマセン。其場合、離婚ヲ許サナイ。裁判ニ対シ双方ハ服シマス。</p>
<p>五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサルノ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ</p>	<p>五、配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキハ、必ズ離婚ヲ許シマス。</p>
<p>六 配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ</p>	<p>六、配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキハ、必ズ別レサシマス。</p>
<p>七 配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ</p>	<p>七、配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキハ、訴ヘルコトハ出来マセン。夫サヘ可愛ガツテクレサヘスレバ、訴ヘルコトハ出来マセン。</p>
<p>八 配偶者カ自己ノ直系尊属ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ</p>	<p>八、配偶者ガ自己ノ直系尊属ニ対シ、虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキハ、訴ヘルコトガ出来、必ズ別レサセマス。ボナベデハ、尊属ワイジメルコトハ、非常ニ悪リコト、シテ居リマス。</p>
<p>九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ</p>	<p>九、配偶者ノ生死ガ数年不明ナルトキハ、離婚ヲ許シマス。</p>
<p>十 婚養子縁組ノ場合ニ於テ縁離アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ為シタル場合ニ於テ縁離若クハ縁組ノ取消アリタルトキ</p>	<p>十、御尋ノ様ナコトハアリマセン。ボナベデハ、婚養子ト云フコトハ、前述ノ通り致サナイカラデアリマス。</p>

※1 ペレーレンによると、ボナベ語で元来「コシヨシヨナット」(Kojjonnat)は「慣習法」を意味する言葉であり、「テヤーク」(Tiak)は「慣習」を意味する言葉であった。「コシヨシヨナット」に反すると制裁が加えられたが、「テヤーク」に違反しても法律上の制裁は無かったという。

旧ドイツ占領下で役人が法律を制定し、各村に知らせるようになったことで、「コシヨシヨナット」は役所で定められた規則・命令の「成文法」を意味するようになり、「テヤーク」は「純粹の慣習」と「拘束力を持つ慣習」を意味するようになったとのことである。

## 結

2022年は南洋庁が開設されて100年となる。現地では司法制度が整えられてゆき、南洋庁法院は現地で20年余りに亘って機能していたものの、特殊な法領域としての近代期における南洋群島の司法の実態については未だに解明されていない部分も多いため、より詳細な実態解明は、今後の調査研究を俟たざるを得ない。本稿においても、基本資料や先行研究の成果に基づき、南洋庁法院にまつわる判事・検事の情報を整理した上で、南洋群島における司法制度の沿革を見るために、南洋庁法院で扱われた酒類取締規則の一事例を紹介し、旧慣調査の概況を整理したに過ぎないが、引き続き、残された文献や資料などから南洋群島における司法制度の断片的な模様を見てゆくことが重要であると考ええる。

例えば、ポナベ地方法院での島民相互間の土地の所有権確認に関する訴訟が1923年には4件、1932年には1件、受理されていたことが記録されている<sup>(27)</sup>。また、石川音次により土地をめぐる事件として「バラオ本島コレシアン土地事件」と「カブレラの土地事件」の2つの事例が簡単に言及されている<sup>(28)</sup>。本稿で紹介した資料1ではポナベにおける民法親族編に関する旧慣調査が扱われ、また資料3の『南洋群島々民旧慣調査報告書』でも南洋群島の広範な地域で同様な調査が行われたが、それと共に南洋群島における土地調査も行われていたことが記録に残されている<sup>(29)</sup>。南洋群島における土地の権利形態については南洋群島裁判事務取扱令にて、「土地ニ関スル権利ニ付テハ、当分ノ内従前ノ慣例ニ依ル。」（第3条第1項）と定められ、さらに土地調査に関しては、1933年10月に南洋群島土地調査令（勅令第263号）及び南洋庁土地審査委員会令（勅令第264号）、1934年1月に南洋群島土地調査令施行規則（南洋庁令第1号）及び南洋庁土地審査委員会令施行規則（南洋庁令第2号）の各種法令が制定されてい

るが、実際の土地調査は1933年10月より開始され、サイパン島・パラオ本島・コロール島・ペリリュー島にて行われた模様である<sup>(30)</sup>。

近代法史分野において南洋群島を取り巻く研究蓄積の空白状態を埋める作業を行うためには、こうした南洋群島において行われた土地調査の実態について見ることも重要だと考えるが、本稿では紙幅の関係で問題意識として提起するにとどめ、包括的な検討は今後の研究課題としたい。

#### [追記]

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各地の図書館に所蔵されている資料の調査を行うことが次第に難しくなる中で、関係機関には複写物の郵送や写真データの送信等でご対応頂いた。記して謝意を表する。

また本稿を執筆する中で、国立民族学博物館にて関連する資料が所蔵されているものと思われることが判明した。しかしながら、コロナ禍による緊急事態宣言の発出（2020年4月及び2021年1月）、まん延防止等重点措置の適用（2021年4月）、さらには3度目の緊急事態宣言の発出（2021年4月）に伴い、現地を訪問しての調査活動を断然せざるを得なかった。

現地調査を行い得る状況となり、さらなる総合的な検討及び考察を行った段階で、改めて補遺という形でまとめてゆくことで、読者のご海容を願いたい。

#### 註

- (1) 南洋庁法院判事・検事の現地での活動については、南洋庁編『南洋群島要覧』昭和7年版、南洋庁、1932年、161-163頁、の記述に基づいている。
- (2) 所轄の支庁長が即決処分出来る犯罪について、南洋群島犯罪即決例では、次のような規定が置かれた。

##### 第1条

南洋庁支庁長ハ其ノ管轄区域内ニ於ケル左ノ犯罪ヲ即決スルコトヲ得。

一 拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ罪。

二 三月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金、若ハ科料ノ刑ニ処スヘキ賭博ノ罪及

拘留又ハ科料ノ刑ニ処スヘキ刑法第二百八条ノ罪。

三 三月以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ百円以下ノ罰金、若ハ科料ノ刑ニ処スヘキ行政法規違反ノ罪。

- (3) 南洋庁法院に関する統計データが掲載されたものには、次のものがある。南洋庁編『南洋群島現勢要覧』南洋庁、1925年～1931年。南洋庁編『南洋群島要覧』(昭和7年版～昭和18年版)南洋庁、1932年～1943年。南洋庁編『南洋庁統計年鑑』(第1回～第9回)、南洋庁、1933年～1941年。南洋庁編『南洋群島警察概要』(昭和9年版～昭和12年版)南洋庁、1934年～1937年。また、英文資料としては *Annual Report to the League of Nations on the Administration of the South Seas Islands under Japanese Mandate*, Japanese Government, 1921, 1923-1929, 1931-1934. がある。

それぞれの資料で統計データの数値が異なっている箇所もあるが、本稿においては、詳細なデータが掲載されている『南洋庁統計年鑑』を基本資料として用いることとし、『南洋群島現勢要覧』・『南洋群島要覧』・『南洋群島警察概要』、及び *Annual Report to the League of Nations on the Administration of the South Seas Islands under Japanese Mandate* に掲載されている各種の統計データは、適宜参照することとした。

- (4) 筆者が2016年8月にパラオ共和国における Belau National Museum Research Library にて現地調査を行ったところ、同図書館には、コロール公学校の『大正十五年度入学 学籍簿』や『補習科 卒業児童 学籍簿録』(昭和11年度)の記録が保管されていたが、当時の判例や裁判記録の原本の類は残されていなかった。
- (5) 中川善之助「カナカの審判(野原英雄事件)」『法律時報』第12巻第3号、1940年、65頁。
- (6) 尚、パラオ出身のエラケツなる人物が同時期に活躍していたことが記録されている。このエラケツは本名を Ngiraked Atem といい、1929年から内地留学を行い、奈良にて天理教を学んだ後、1936年にパラオへ帰国した人物である。この間、宮武正道・エラケツ編『パラオ語テキスト』(出版社・出版年不明)、エラケツ述「ミクロネシア群島パラオの土俗と島語テキスト」(宮武正道『宮武正道報告 第1輯』出版社不明、1933年)といった業績を残したことで知られている。これらの書籍については、『パラオ叢書・ミクロネシア群島パラオの土俗と島語テキスト』龍溪書舎、2005年、内に採録され、復刊されている。

彼の経歴についてまとめた主要なものとしては、次のものがある。北村信昭『エラケツ君の思い出』ミクロネシア民俗会、1954年。北村信昭『奈良いまは昔』奈良新聞社、1983年、68-75頁。河路由佳「昭和初期のパラオからの留学生エラケツ(Ngiraked)の留学前後—日本統治時代のパラオと日本の間—」『ことばと文字』第13号、2020年、194-206頁。山西弘朗「日本統治下パラオにおける天理教の布

教活動』『天理大学おやさと研究所年報』第26号、2020年、33-54頁。英文の文献としては、Kirsten L. Ziomek, *Lost Histories Recovering the Lives of Japan's Colonial Peoples*, Harvard University Asia Center, 2019, pp. 272-294. がある。

本事例で登場するエラケツが Ngraked Atem と同一人物かどうかについては、情報量が少ないため断定は出来ないが、天理教訓導の階級にあったことや、内地留学をしているという点で似た経歴を有していることは指摘出来る。

- (7) 『南洋庁職員録』（南洋庁長官官房秘書課）によると、熊田正士は南洋庁高等法院及びパラオ地方法院の書記を務めていた(1941年10月1日付及び1943年10月1日付)。
- (8) 熊田正士「南洋高等法院長閣下の思い出」横井芳弘他編『彩光 中村武先生の思い出』酒井書店、1991年、192頁。

また、当時の南洋群島の概況を記したものでも、最も多い犯罪が酒類取締規則違反で、次いで窃盗・賭博・詐欺が多いことが示されている。『皇国南方経綸ノ黎明 南洋群島概観』南洋庁長官官房調査課、1938年、38頁。

- (9) 図5及び表3も、前掲（註3）『南洋庁統計年鑑』を基本資料として用いた。
- (10) 1934年は犯罪件数に占める酒類取締規則違反の割合が突出している印象があるが、この背景には、1933年に日本が国際連盟を脱退したことにより、酒類取締規則も追って廃止となるように考えられていたとの分析が示されている。佐藤嘉郎「法的見地より観たる南洋群島に就て」『昭和十三年度 学徒至誠会派遣団研究報告 南洋篇・研究報告講演集』学徒至誠会、1939年、64頁。
- (11) 一部の支庁管内において件数が少ない点につき、矢内原忠雄は「或は官憲の手心もあるかも知れないが、多年この地方に伝道したる新教ボストン・ミッションの影響による処少くないと考へられる。」と指摘している。矢内原忠雄『南洋群島の研究』岩波書店、1935年、421頁。

この「ボストン・ミッション」は、1852年に宣教師のスノウ夫妻がクサイ島を本拠として布教活動を行ったのが始まりとされている。『委任統治地域 南洋群島事情』南洋庁、1928年、143頁。

- (12) Dirk H.R. Spennemann, *Edge of Empire: The German Colonial Period in the Mariana Islands 1899-1914*, Retro/spect, 2007, p. 182, p. 293.

1890年に締結された「アフリカの奴隷貿易に関するブリュッセル会議一般協定」では、アフリカの北緯20度線から南緯22度線までの地域における酒の輸入と移転を禁ずる規定が設けられた（同協定90条以下）。これに基づき、旧ドイツ植民地の東アフリカ・カメルーン・トーゴなどでは飲酒が禁止されたが、この政策に倣い南洋群島においても酒類飲用が禁止された。この南洋群島地域におけるドイツの禁酒政策は、アルコール飲料の製造過程での衛生上の問題を是正する目的と、当時の主要産物であったコブラの生産の減少を防止するという経済上の観点から

もたらされたものと指摘されている。高岡熊雄『ドイツ内南洋統治史論』日本学術振興会、1954年、362-364頁。

尚、当時のアフリカにおける酒類飲用の制限については、Lynn Pan, *Alcohol in Colonial Africa*, Scandinavian Institute of African Studies, 1975. に詳しい。

- (13) 外務省条約局法規課編『委任統治領南洋群島 後編』（「外地法制誌」第五部）外務省条約局法規課、1963年、87頁。
- (14) 『臨時南洋群島防備隊公報』第2号、1916年。
- (15) 委任統治条項の規定については、外務省条約局編『条約彙纂 第二巻第五部』外務省条約局、1932年、を参照した。
- (16) 前掲（註10）佐藤「法的見地より観たる南洋群島に就て」64頁。
- (17) 同上65-66頁。
- (18) 石川音次「南洋群島の犯罪と司法機関」『学徒至誠会派遣団研究報告 昭和十年度 第四篇南洋講演集』学徒至誠会、1936年、142頁。
- (19) 各地における旧慣調査に関する包括的な研究として、中生勝美『近代日本の人類学史 帝国と植民地の記憶』風響社、2016年、がある。
- (20) 1901年に臨時台湾旧慣調査会が成立した後に行われた旧慣調査の成果としては、『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第一回報告書』、『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第二回報告書』、そして第3回報告書として『台湾私法』及び『台湾私法附録参考書』などがある。
- (21) 朝鮮半島における旧慣調査事業の概要については、朝鮮総督府中枢院編『朝鮮旧慣制度調査事業概要』朝鮮総督府中枢院、1938年、を参照されたい。
- (22) 坂野徹『帝国日本と人類学者 1884-1952年』勁草書房、2005年、362頁。山路勝彦『近代日本の海外学術調査』山川出版社、2006年、33-34頁。
- (23) 南洋群島の慣習調査を個人で行ったケースもあると見られる。例えば、南洋群島に渡った実業家の森小辨（1869年～1945年）による謄写版の資料として、森小辨述『トラック叢島風俗習慣概要 全』（1936年）がある。こちらの資料は、本編「トラック叢島風俗習慣取調概略」及び続編「群島勢調査書」の構成となっている。

森小辨の経歴については、高知新聞社編『夢は赤道に 南洋に雄飛した土佐の男の物語』高知新聞社、1998年、に詳しい。

- (24) 例えば、大正5年（1916年）にヤップ守備隊が行った調査の成果をまとめた『ヤップ島ニ於ケル人情風俗慣習』、同年にポナベ守備隊が行った調査の成果をまとめた『ポナベ島ニ於ケル風俗慣習』がある。何れも、京都大学農学部図書室にて所蔵されている。尚、筆者は未見であるが、国立民族学博物館にて『ヤップ島ニ於ケル人情風俗慣習』、『ポナベ島ニ於ケル風俗慣習』の他、大正5年バラオ守備隊

調査書『パラオ島に於ける風俗習慣』が所蔵されている。

また、前掲（註23）の森小辨が、臨時南洋群島防備司令部及びトラック島守備隊より政府顧問に任じられ、トラック島における島民の風俗習慣の調査を行ったことが記されている。小菅輝雄編著『南洋群島 ミクロネシア今昔』グアム新報社東京支局、1977年、116頁。

当時の軍政期の南洋群島における慣習に関する研究論文として、東郷安「南洋新占領地ヤップ島の不文律」『法学協会雑誌』第33巻第7号、1915年、150-156頁、がある。

- (25) 石川音次述『南洋群島に於ける島民を対象とする司法警察に就いて』南洋経済研究所、1944年、17-18頁。外務省条約局法規課編『委任統治領南洋群島 前編』（『外地法制誌』第五部）外務省条約局法規課、1962年、144頁。
- (26) 国立民族学博物館には『大正15年度ボナベ島ニ於ケル旧慣（民法親族編ニ関スルモノ）前編』及び『昭和5年度ボナベ島ニ於ケル旧慣（民法親族編ニ関スルモノ）後編』が所蔵されているとのことなので、本稿にて紹介した資料1との関連があるものと思われるが、詳細な分析については、他日に期したい。
- (27) 前掲（註11）矢内原『南洋群島の研究』419頁。矢内原忠雄文庫「ボナベ地方法院「島民相互間ニ於ケル土地ニ関スル訴訟事件累年一覧表」」。
- (28) 前掲（註18）石川「南洋群島の犯罪と司法機関」143頁。  
その他にも、南洋群島での民俗学的な調査を行ったことでも知られる、彫刻家の土方久功の書き記した資料によると、島民との間での土地問題が発生していたとのことである。詳細は、清水久夫「1930年代コロール（パラオ）における「土地問題」—日本人と島民間のトラブル—」『跡見学園女子大学文学部紀要』第53号、2018年、205-227頁、を参照されたい。
- (29) 上原轍三郎『植民地として観たる南洋群島の研究』南洋群島文化協会、1940年、23-26頁。
- (30) 前掲（註25）『委任統治領南洋群島 前編』144頁。